

岐阜県公報

第 三 百 七 十 号
令 和 五 年 二 月 七 日
(火曜日)

目 次

告 示

救急病院及び救急診療所の認定	(医療整備課)	四一 ^{ページ}
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	四三
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	四三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	四三
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	四四
指定訪問看護事業者等の休止の届出	(同)	四四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	四四
指定介護機関の廃止の届出	(同)	四五
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	四五
指定施術機関の廃止の届出	(同)	四五
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(森林保全課)	四六
道路の区域変更	(道路維持課)	四六
土地改良区役員の退任及び就任	(西濃農林事務所)	四七

告 示

岐阜県告示第五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院及び救急診療所として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	有効期間
朝日大学病院	岐阜市橋本町三丁目三番地	自令和四・一・一〇・三一 至令和七・一・三十一
笠松病院	岐阜市中鷯三丁目一番地	同
医療法人社団志朋会加納渡辺病院	岐阜市加納城南通二丁目三番地	同
河村病院	岐阜市芥見大般若二丁目八四番地	同
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色四丁目六番一号	同
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町七丁目一番地	同
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町三丁目三六番地	同
岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸一番一	同
岐阜清流病院	岐阜市川部三丁目二五番地	同
岐阜ハートセンター	岐阜市藪田南四丁目一四番四号	同

医療法人社団慈朋会澤田病院	岐阜市野一色七丁目二番五号	同	医療法人社団豊正会大垣中央病院	大垣市見取町四丁目二番地	同
千手堂病院	岐阜市千手堂中町一丁目二五番地	同	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五番地一	同
近石病院	岐阜市光町二丁目四六番地	同	海津市医師会病院	海津市海津町福江六五六番地一六	同
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市長良一三〇〇番地七	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター	養老郡養老町押越九八六	同
医療法人社団双樹会早徳病院	岐阜市宇佐南一丁目八番一号	同	博愛会病院	不破郡垂井町二二一〇番地の四二	同
医療法人社団誠広会平野総合病院	岐阜市黒野一七六番地五	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七番地四	同
操外科病院	岐阜市四屋町四三番地	同	新生病院	揖斐郡池田町本郷一五五一番地の一	同
みどり病院	岐阜市北山二丁目一四番二四号	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五丁目一番地	同
医療法人社団幸紀会安江病院	岐阜市鏡島西二丁目四番一四号	同	医療法人香徳会関中央病院	関市平成通二丁目六番一八号	同
医療法人生友会柳津病院	岐阜市柳津町宮東一丁目一〇二番地	同	美濃市立美濃病院	美濃市中央四丁目三番地	同
山内水スピタル	岐阜市市橋三丁目七番二二号	同	社会医療法人白鳳会鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥二番地の一	同
福富医院	岐阜市安食一丁目八七番地一	同	東北西部地域医療センター	郡上市白鳥町為真二二〇五番地一	同
羽島市民病院	羽島市新生町三丁目二四六番地	同	郡上市市民病院	郡上市八幡町島谷二二六一番地	同
公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四丁目六番二	同	中部脳リハビリテーション病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇番地	同
医療法人秀幸会横山病院	各務原市那加元町八番地	同	太田病院	美濃加茂市太田町二八五五番地の一	同
小林内科	各務原市鷺沼羽場町三丁目一七三番地	同	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院	可児市土田二二二二番地五	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター	山県市高富一一八七番地三	同	医療法人馨仁会藤掛病院	可児市広見八七六番地	同
松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五番地の一	同	東可児病院	可児市広見一五二〇番地	同
大垣市民病院	大垣市南類町四丁目八六番地	同	医療法人白水会白川病院	加茂郡白川町坂ノ東五七七〇番地	同
名和病院	大垣市藤江町六丁目五〇番地	同			

桃井病院	可児郡御嵩町中二一六三番地	同
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五丁目一六一番地	同
社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市前畑町三丁目四三番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六番地一号	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地の二四	同
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二三番地の一	同
市立恵那病院	恵那市大井町二七二五番地	同
国民健康保険上矢作病院	恵那市上矢作町三一一番地二	同
高山赤十字病院	高山市天満町三丁目一番地	同
国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市神岡町東町七二五番地	同
榊原整形外科	各務原市鷺沼各務原町三丁目五五〇番地八	自 至 令和四・一一・三〇 令和七・一一・三〇
山中ジェネラルクリニック	安八郡安八町森部一八七〇番地一	自 至 令和四・一一・三〇 令和七・一一・三〇

岐阜県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
酒 向 齒 科 医 院 美濃加茂市太田町四一四四二 令和 四・一一・一

岐阜県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指 定 年 月 日

株式会社くらしケア
愛知県名古屋市中千種区小松町六丁目一番地三〇五
SKYマンションレスカール大久手二〇一号室
くらしケア各務原訪問看護ステーション
各務原市那加前洞新町三丁目二二八番地
令和 四・一一・一

岐阜県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
酒 向 齒 科 医 院	美濃加茂市太田町一八八二四	令和 四・一一・三〇
八 口 ー 薬 局	付知店 中津川市付知町五八〇六四	同

岐阜県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 トーカイ薬局	多治見市白山町一 二三二	令和 四・一一・一
旧 トーカイ薬局	多治見駅前店	

岐阜県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休 月 日
株式会社 ケア	愛知県名古屋市中区錦二丁目一九番一十九号	訪問看護ステーション	大垣市南類町四丁目七三番地	令和 三・二二・二四
株式会社 ケア	愛知県名古屋市中区錦二丁目一九番一十九号	訪問看護ステーション	大垣市南類町四丁目七三番地	令和 三・二二・二四

岐阜県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人ケア二一	高山市新宮町一〇五四番地の三	居宅介護支援事業	一番館ケアプランセンター	高山市新宮町八五一	令和五・一・一

岐阜県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃 止 年 月 日
アポクリート株式会社	東京都豊島区東池袋四丁目五番二号	居宅療養管理指導	うめま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四二六番三	令和 四・一二・三一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同

岐阜県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和五年二月七日
岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
舟坂 昭宏	ふな整骨院	羽島郡岐南町徳田三丁目一七 四	令和 四・一二・七
藤本 隆司	からだ元気治療院	不破郡垂井町綾戸九六七 四七	令和 四・一二・二

岐阜県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及

び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 廃止年月日
 小寺 克 俊 らいふマツサージ 大垣市波須一―一三五 一リバ 令和
 治療院 大垣店 I サイド水都一〇六 四・一・三〇

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 下呂市（国有林、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	黒屋野井線	本巢市三橋字太田二二番 四地先から 同 市北野字雨午野二二番 五番一地先まで	前	四・五 一四・〇	九〇・〇	B A 及び関係する敷地面積を分ける
			後	二・五 五・五	九〇・〇	
県道	黒屋野井線	本巢市三橋字太田二二番 四地先から 同 市北野字雨午野二二番 五番一地先まで	前 A	三・七 二七・四	一、五八〇・〇	A 及び関係する敷地面積を分ける
			後 B	二・五 四・〇	三三・五	

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	令和四・三・二四	理事	石田 仁	大垣市外野一丁目 四六一番地一
同	同	同	高見 巖	同 木戸町 五四〇番地
同	同	同	古宮山 春雄	同 南若森町二丁目 五二番地
同	同	同	桑原 一	同 高淵三丁目 五〇番地二
同	同	同	杉野 豊	同 内原二丁目 一四九番地
同	同	同	國枝 義見	同 浅草一丁目 六二八番地一
同	同	同	川合 洋三	同 平町 三一番地一
同	同	同	國島 昇	同 大井三丁目 一七六番地
同	同	同	柳 瀬 崇	同 西之川町二丁目二〇八三番地
同	同	同	本田 正二	同 静里町 六五九番地
同	同	同	山田 修司	同 荒尾町 一一〇三番地一
同	同	同	藤田 浅美	同 野口一丁目 二二番地二
同	同	同	清水 輝雄	同 津村町一丁目 四七番地五
同	同	同	桐山 英一	同 今宿二丁目 一五七番地一
同	同	同	河合 和美	同 興福地町一丁目 五二番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	令和四・三・二五	理事	石田 仁	大垣市外野一丁目 四六一番地一
同	同	同	中津 正三	同 禾森町三丁目二〇三八番地一
同	同	同	古宮山 春雄	同 南若森町二丁目 五二番地
同	同	同	桑原 一	同 高淵三丁目 五〇番地二
同	同	同	白井 節雄	同 釜笛一丁目 五五六番地
同	同	同	國枝 義見	同 浅草一丁目 六二八番地一
同	同	同	高橋 滋	同 直江町 三三三番地一
同	同	同	國島 昇	同 大井三丁目 一七六番地
同	同	同	小林 正秋	同 三津屋町三丁目 五二番地一
同	同	同	本田 正二	同 静里町 六五九番地
同	同	同	山田 修司	同 荒尾町 一一〇三番地一
同	同	同	藤田 浅美	同 野口一丁目 二二番地二
同	同	同	清水 輝雄	同 津村町一丁目 四七番地五
同	同	同	後藤 博茂	同 加賀野一丁目 六四〇番地二
同	同	同	吉田 幹夫	同 青野町 六九一番地
同	同	同	吉村 正弘	同 長松町 一〇九七番地

同 吉村 正弘 同 長松町 一〇九七番地

令和五年二月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社